堺市報道提供資料

令和４年10月17日提供

南区自治連合協議会・社会福祉協議会南区事務所・南堺警察署と安全・安心なまちづくりに関する協定を締結します

堺市南区では、堺市南区自治連合協議会、堺市社会福祉協議会南区事務所、大阪府南堺警察署と安全・安心なまちづくりに関する協定を締結する運びとなりました。

区内で発生する犯罪抑止等の課題について、相互に連携し対応することで、区民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に、今回の協定締結に至りました。

なお、協定の締結式は以下のとおり行います。

１　日　　時：令和４年10月19日（水）午前11時00分～午前11時30分

２　場　　所：南区役所２階　201･202会議室（堺市南区桃山台１丁１番１号）

３　出 席 者：堺市南区自治連合協議会長　岸本　啓司
堺市社会福祉協議会南区事務所長　松田　良平
堺市南区長　佐小　元士
大阪府南堺警察署長　武市　大志

４　連携内容：（1）特殊詐欺の被害防止
（2）子どもや女性を狙った犯罪の被害防止
（3）自動車関連犯罪の被害防止
（4）防犯カメラ設置等の防犯環境整備の推進
（5）防犯ボランティア団体との連携強化
（6）その他、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進

問い合わせ先	担　当　課：南区役所　自治推進課 電　　話：072-290-1803 ファックス：072-290-1814

（案）

堺市南区安全・安心なまちづくりに関する協定書

堺市南区自治連合協議会（以下「甲」という。）、社会福祉法人堺市社会福祉協議会南区事務所（以下「乙」という。）、堺市南区役所（以下「丙」という。）及び大阪府南堺警察署（以下「丁」という。）は、堺市南区内（以下「区内」という。）における安全・安心なまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内で発生する犯罪抑止等の課題について、甲、乙、丙及び丁が相互に連携し対応することで、区民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（実施項目）

第２条　甲、乙、丙及び丁は、前条に定める目的を達成するために、以下の項目について連携し、実施するものとする。

（１）特殊詐欺の被害防止

（２）子どもや女性を狙った犯罪の被害防止

（３）自動車関連犯罪の被害防止

（４）防犯カメラ設置等の防犯環境整備の推進

（５）防犯ボランティア団体との連携強化

（６）その他、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進

（情報提供等）

第３条　甲、乙、丙及び丁は、相互に必要な情報提供や調整を行うものとする。

（秘密の保持）

第４条　甲、乙、丙及び丁は、この協定の運用に際し、知り得た個人情報を大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び堺市個人情報保護条例（平成１４年堺市条例第３８号）その他関係法令に基づき、第三者に開示、漏えいしてはならない。

ただし、協議の上、開示する必要がある場合は、この限りではない。

（案）

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結日から令和５年３月３１日までとし、甲、乙、丙及び丁が書面等により特段の意思表示を行わない限り、この協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙、丙及び丁とは、本書を４通作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１０月１９日

甲　　堺市南区自治連合協議会長

乙　　社会福祉法人堺市社会福祉協議会南区事務所長

丙　　堺市南区長

丁　　大阪府南堺警察署長